

自治体と企業が協働でプラスチック資源循環

◆2022年4月施行のプラスチック資源循環促進法の施行令などが公布

2022年4月から施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ循環促進法）」の施行令などが1月に閣議決定、公布された。同法では、①素材がプラスチックであれば容器包装に限らず、生活用品などの製品も回収・再資源化の対象となり、②容器包装リサイクル法による回収・再資源化ルート以外にも、製造・販売事業者などが自主的に回収・再資源化に取り組むことが認められる。施行令などの公布とともに設けられた[特設サイト](#)では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や自主回収・再資源化事業計画の認定についての「手続き」で、基準や手続きなどが案内されている。

主な項目	対象	対象者
プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等
特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品（12品目）	特定プラスチック使用製品提供事業者（小売・サービス等）
市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村
製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売・提供事業者
排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者

◆地方自治体が事業者と協働で、プラスチック資源を回収・再資源化

地方自治体も製造・販売事業者とともに、プラスチック資源の回収・再資源化に取り組み始めている。

東京都では21年12月、商業施設から発生するプラスチックの回収・リサイクル事業「[POOL PROJECT TOKYO](#)」が始まった。製造・販売事業者のほかデベロッパーや運送事業者などが連携し、廃プラの発生元から輸送・リサイクル・再生に至る工程でトレーサビリティを確保する情報プラットフォームをレコテックが開発している。この取り組みは21年5月に三菱地所やセンコー、花王などが都心（大手町・丸の内・有楽町）で始めたが、参加する事業者やエリアが拡大される。

神戸市では21年10月から、つめかえパックをリサイクル・再生する「[神戸プラスチックネクスト](#)」がスタートした。小売・日用品メーカー・リサイクラー（再

ハイライト

資源化事業者) 16社と協働し、市内75店舗に回収ボックスを設置、洗剤やシャンプーなど使用済み日用品つめかえパックを分別回収して再び、つめかえパックに戻そうとするものだ。回収量5万トン／年を目標に掲げ、協力者にはパック1枚につき神戸市の公式アプリでポイント（5円相当）が付与される。

東京都 ：廃プラスチックのリサイクルチェーン構築 (事業主体) レコテック、双日、NTTコミュニケーションズ、日商エレクトロニクス (参画企業) センコー商事、丸井グループ、住友化学、花王、凸版印刷、三菱地所など	神戸市 ：神戸プラスチックネクスト (小売) ウエルシア、コープこうべなど (メーカー) アース製薬、花王、コーセー、小林製薬、P&G、ユニリーバ、ライオンなど (リサイクラー) アミタ、大栄環境
---	--

◆PETボトル「ボトルtoボトル」で加速する、事業者と地方自治体との協働

PETボトルの「ボトルtoボトル」リサイクルでは21年、サントリーが兵庫県東播磨2市2町、鹿嶋市、稲城市、京都府城南衛生管理組合と連携協定を締結し、伊藤園は地元のリサイクラーと組んで姫路市や仙台市と連携協定を結んだ。

協栄J&T環境が三重県津市に建設したPETボトルリサイクルセンターが21年10月から運転を開始したが、出資するセブン&アイは三重県内のセブン-イレブン店舗でのPETボトル回収に注力、三重県もPETボトル回収状況を調査するモデル事業を展開している。セブン&アイは、21年11月にヴェオリアなどと岡山県津山市にPETボトルリサイクル工場の建設を発表しており、岡山市や倉敷市、広島県などのセブン-イレブン店舗でのPETボトル回収機の新設を発表している。

PETボトルのケミカルリサイクルを事業化している日本環境設計は、21年7月から川崎市やサミット、寺岡精工などとの「[完全循環型ペットボトルリサイクル](#)」の実証実験に取り組んでいる。

◆プラスチック資源の市場取引が問う、容器包装リサイクル法との整合性

容器包装リサイクル法（容り法）のもとでは、自治体が回収した廃プラは容り法指定業者へ引き渡されていたが、プラ循環促進法では再資源化に取り組む事業者への引き渡しも可能となる。自治体にとっては容り法指定業者でも事業者でも市場原理のもと、より高価で引き取ってもらえるほうがいい。アルミ缶など既に資源として市場取引されているものは、容り法の対象外となっている。

プラ循環促進法でPETボトルなどプラスチックが資源として市場取引されれば、容り法も見直されるのか。法施行後の動向が注目される。 【長谷川雅史】